

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

R1. 9. 3 地方創生・研究推進課

1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

2. 不正防止の取組、研究倫理教育

3. 研究実施における留意点

1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

不正を疑われる事例が発生した場合の研究機関の対応と影響

- 研究機関全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- そのため、不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

研究機関で不正が発生した場合・・・

- ・研究機関全体の信用が失墜します
- ・研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます
- ・不正調査のために多大な時間と費用がかかります

研究者に対しても、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。

不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

「秋田大学の学術研究に関する行動規範」

本学に所属する研究者及び本学の研究活動に係わる全ての者が守らなければならない倫理と行動の規範

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 ・競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの ※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーナーシップ等も不正行為として定義される場合がある</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月文部科学大臣決定)</p>

不正使用の事例と措置の例

不正の概要	文科省等, 所属機関の対応
<p>科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。【預け金、品名替え】</p> <p>また、うち1名は、一部を私用物品の購入費に充てていた。【私的流用】</p>	<p>○補助金の返還命令 13,553万円</p> <p>○応募資格の停止 5年～1年:計43人</p> <p>・懲戒解雇相当～訓告</p>
<p>科学研究費補助金において、学生に虚偽の出勤簿を作成させ、研究機関に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続きの原資に充てていた。【カラ謝金】</p>	<p>○補助金の返還命令 132万円</p> <p>○応募資格の停止 4年:1人</p> <p>・停職1ヶ月</p>
<p>科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。【預け金】</p> <p>また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に研究機関に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、研究機関に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって不正(不当)に旅費の支給を受けていた。【カラ出張】</p>	<p>○補助金の返還命令 34万円</p> <p>○応募資格の停止 4年:1人</p> <p>・停職8ヶ月</p>

不正行為の事例と措置の例

不正の概要	文科省等, 所属機関の対応
<p>科学研究費補助金を使用して発表した6論文の画像について、一つの実験データや画像を複製し、別の目的のためのデータや画像として使用する捏造、改ざんを行った。【捏造、改ざん】</p>	<p>○補助金の返還命令 220万円</p> <p>○応募資格の停止 10年～1年:計3人</p> <p>・懲戒解雇～停職1ヶ月</p>
<p>2論文において盗用。また、科研費の実績報告書や研究計画調書に存在しない論文を記載した。【盗用】</p>	<p>○補助金の返還命令 350万円</p> <p>○応募資格の停止 10年:1人</p> <p>・懲戒解雇相当</p>

厳しい処分が行われている。

2. 不正防止の取組、研究倫理教育

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

<策定の経緯>

- 平成18年12月:「研究費の不正対策検討会」において、「研究費の不正対策検討会報告書」取りまとめ
- 平成18年8月:総合科学技術会議において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」策定
- 平成19年2月:文部科学省において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」大臣決定、通知

<概要>

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認** …体制整備の実施状況報告書提出

<改正の背景・趣旨>

- 平成25年8月:「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括および今後の対応策等を検討し、同9月に中間取りまとめ
- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮し現行ガイドラインの具体化・明確化を図る
- 平成26年2月改正

<改正の概要>

- ①不正を事前に防止するための取組
 - コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底**
 - 不正事案の**氏名を含む調査結果の公表**の徹底
- ②組織の管理責任の明確化
 - コンプライアンス教育の受講管理等を担う責任者を設置
 - 不正調査の遅延や管理条件不履行による競争的資金の間接経費の削減・配分停止措置導入
- ③国による監視と支援
- ④現行基準の具体化・明確化

科研費における不正使用防止のための主な取り組み

(1) 科研費の管理体制の整備

- ①. 機関管理の義務化(平成16年度～)
- ②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の状況報告書(自己評価チェックリスト)」の提出を応募要件化(平成20年度公募～)

(2) 文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

- ①. 不正使用防止に向けた新たな対策(平成18年11月28日付け通知)
- ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」改正に基づく間接経費の削減導入(平成26年度～)
- ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

(3) 不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格停止措置導入(平成15年度導入、平成24年度改正)
- ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4) 不正使用防止のためのルールの周知

- ①. 研究者用、研究機関用ハンドブックの作成、配布、文部科学省及び日本学術振興会HP掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 交付申請時等に適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
- ④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)
- ⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)
- ⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までにを行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

ルールの理解不足、最新のルールを知らない等「思いこみ」による不要な不正使用を防ぐ

秋田大学における研究費に関する管理体制

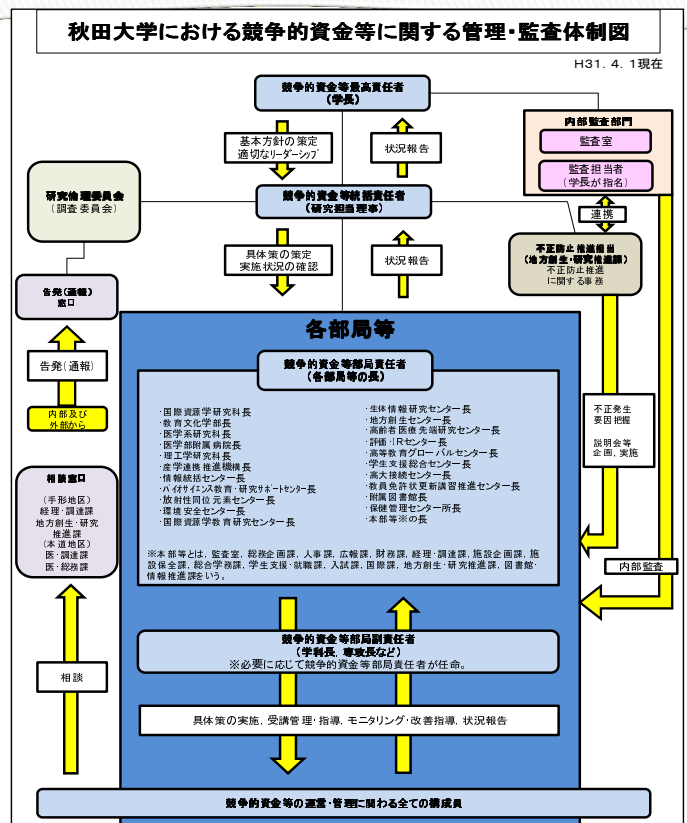
学長のリーダーシップのもと、適切に管理を行うための責任体制を明確にしています。

【競争的資金等責任体制】

競争的資金等最高責任者：学長
 ・ ・ ・ 全体を統括。競争的資金等の運営・管理の最終責任を負う。

競争的資金等統括責任者：研究担当理事
 ・ ・ ・ 最高責任者を補佐。競争的資金の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。

競争的資金等部局責任者：各部局長
 ・ ・ ・ 各部局等を統括。



秋田大学における研究費不正防止に関する規程

【実施方針・規程】

- 「国立大学法人秋田大学における競争的資金等に関する管理・監査の実施方針」
- 「国立大学法人秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」
- 「国立大学法人秋田大学内部監査規程」

これらのもとで・・・

※競争的資金等
以外の研究費につ
いても準用

- ・ 検収マニュアル
- ・ 国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規
- ・ 科研費執行に関するQ & A

その他、旅費、謝金に関するルール等、各種ルールが整備され適切な管理運営が図られている。

【大学HP】

地方創生・産学連携

産学連携

- ▣ 産学連携推進機構
- ▣ 利益相反
- ▣ 申請書類

競争的資金等の 不正使用防止

研究活動に係る不正 防止

研究活動に係る不正防止

- ▣ 研究活動における不正行為への対応
- ▣ 競争的資金等の管理・監査体制
- ▣ 競争的資金等の運営・管理
- ▣ 国等の研究活動・研究費の取組み
- ▣ その他の情報
- ▣ 告発(通報)窓口
- ▣ 相談窓口
- ▣ コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ

「研究活動における不正行為への対応等に関する ガイドライン」

<背景>

○平成18年8月:「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」により大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

<見直しの基本的方向>

◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。

◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、**大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化**

平成27年4月1日から適用

<概要>

- ・研究活動の不正行為に関する基本的考え方において、大学等の研究機関の管理責任を明記
- ・不正行為の事前防止のための取組として、不正行為を抑止する環境整備(研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上、一定期間の研究データの保存・開示)と不正事案の一覧化公開を規定
- ・研究活動における特定不正行為への対応として、研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表、特定不正行為の告発の受付、事案の調査について規定
- ・特定不正行為及び管理責任に対する措置として、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)に対する研究者、大学等の研究機関への措置(特定不正行為に係る競争的資金等の返還、競争的資金等への申請及び参加資格の制限)、組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置(管理条件の付与、間接経費の削減措置)を規定
- ・文部科学省による調査と支援として、履行状況調査の実施等について規定

科研費における不正行為防止のための主な取り組み

(1)「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成19年度～)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年度～)を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)

(3)不正行為を行った者等へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)
- ②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正行為防止のためのルールの周知

- ①. 研究者用、研究機関用ハンドブックの作成、配布、文部科学省及び日本学術振興会HP掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 交付申請時等に研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
- ④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)
- ⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)
- ⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

秋田大学における研究倫理責任体制

【研究倫理責任体制】

研究倫理最高責任者：学長

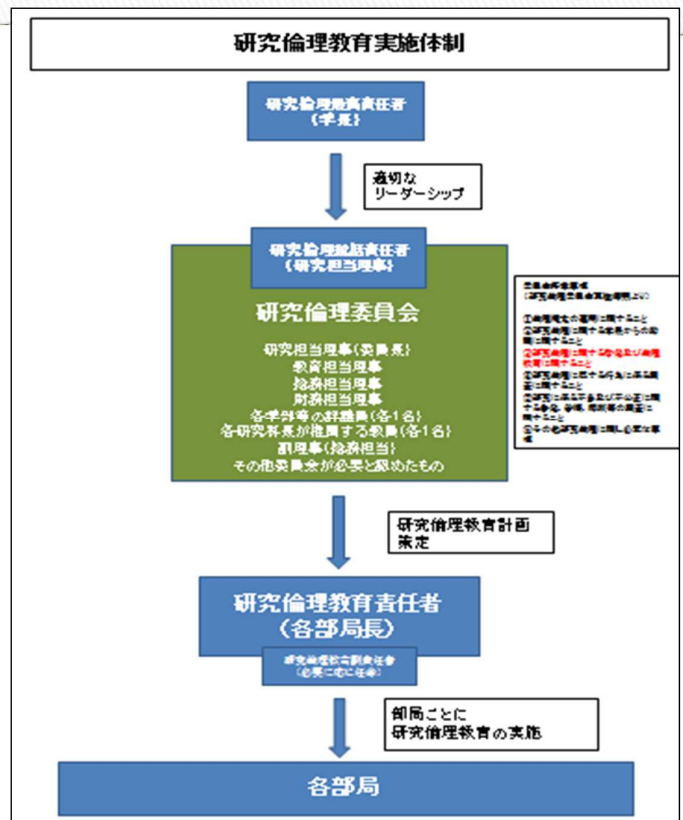
- ・・・全体を統括。研究に関する不正行為防止の最終責任を負う。

研究倫理統括管理責任者：研究担当理事

- ・・・最高責任者を補佐。研究に関する不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。
- 研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、研究倫理委員会と連携し本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定する。

研究倫理教育責任者：各部署長

- ・・・各部署における研究に関する不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ。
- 研究倫理委員会が策定する計画に基づく倫理教育を実効性のあるかたちで実施する。



秋田大学における研究活動における不正行為への対応に関する規程

【行動規範】

- 「秋田大学の学術研究に関する行動規範」…研究費の使用に関する内容も含む

【関係規程等】

- 「秋田大学研究倫理規程」
- 「秋田大学研究倫理委員会実施細則」
- 「秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、通報、相談等に関する調査委員会要項」

↓ 研究倫理委員会が決定

- ・秋田大学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育計画について
- ・秋田大学における大学院生の研究倫理教育計画について

【大学HP】

地方創生・産学連携

産学連携

- ☐ 産学連携推進機構
- ☐ 利益相反
- ☐ 申請書類

競争的資金等の不正使用防止

研究活動に係る不正防止

研究活動に係る不正防止

- ☐ 研究活動における不正行為への対応
- ☐ 競争的資金等の管理・監査体制
- ☐ 競争的資金等の運営・管理
- ☐ 国等の研究活動・研究費の取組み
- ☐ その他の情報
- ☐ 告発(通報)窓口
- ☐ 相談窓口
- ☐ **コンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ**

秋田大学における研究倫理教育

秋田大学研究倫理教育計画の概要 平成27年度から（大学院生は平成28年度末から）実施

○目的

- ・競争的資金等の運営・管理を適切に行うこと及び実効性のある研究倫理教育を実施することにより研究者倫理の向上並びに不正行為を事前に防止するため

○研究倫理教育受講対象者

- ・本学において研究活動に従事している者等
 - ①教授、准教授、講師、助教、寄附講座等教員、特任教員
 - ②上記①以外で競争的資金等をすでに獲得している者またはこれから獲得しようとする者（博士研究員、技術系職員、医療系職員、医員、教諭、名誉教授等）
 - ③上記①、②以外で、他の研究者の研究（学内外問わず）に携わる者（技術系スタッフ、教育系スタッフ、他大学の研究者の研究分担者等）
 - ④上記①から③以外で学長が研究倫理教育を必要と判断する者
- ・本学大学院に在籍する大学院生（休学者を除く。）注）休学者は復学後対象者とする。

○教育教材

- ・ [APRIN eラーニングプログラム\(eAPRIN\(イーエイプリン\) /IBCITI Japan\)](#) を活用し、5年に1回（大学院生は専攻在学中に1回）の受講を必要とする

○受講コース

- ①研究者・大学院生向けコース（基本）【7単元】
- ②研究者・大学院生向けコース（生命医科学）【15単元】
- ③事務職員等向けコース【2単元】※本コースは、コンプライアンス教育として準備

APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN(イーエイプリン)/旧CITI Japan)

秋田大学における研究倫理教育eラーニング(領域・単元・コース)

領域	単元	研究者・大学院生向けコース(基本)(7単元)	研究者・大学院生向けコース(生命科学/医学)(15単元)	事務職員等向けコース(2単元)
責任ある研究行為 (RCR) (基礎編)	責任ある研究行為について	○	○	
	研究における不正行為	○	○	
	データの扱い	○	○	
	共同研究のルール	○	○	○
	利益相反		○	
	オーサーシップ	○	○	
	盗用	○	○	
	社会への情報発信			
	ピア・レビュー		○	
	メンタリング		○	
人を対象とした研究 (HSR) (基礎編)	公的研究資金の取扱い(RCR / 理工系, RCR / 人文系と共有)	○	○	○
	責任ある研究行為ダイジェスト			
	生命倫理学の歴史と原則、そしてルール作りへ		○	
	研究倫理審査委員会による審査		○	
	研究における個人に関わる情報の取り扱い		○	
	人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究		○	
	研究で生じる集団の被害		○	
	研究におけるインフォームド・コンセント		○	
	特別な配慮を要する研究対象者		○	
	カルテ等の診療記録を用いた研究		○	
生命医学研究者のための社会科学・行動科学				
国際研究				
多能性幹細胞研究の倫理 I・II				
研究倫理審査委員会の委員に就任する際知っておくべきこと				
人を対象とした研究ダイジェスト(RCR理工系と共有)				

秋田大学における告発(通報)窓口, 相談窓口

【研究活動に関する告発(通報)窓口】

研究活動に関する不正, 研究費不正使用に関する告発(通報)窓口を以下のとおり設けております。

<受付窓口>

秋田大学研究倫理委員会
委員長 研究担当理事兼副学長

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
TEL : 018-889-3009 / FAX : 018-889-2928
E-mail : rinri@jim-u.akita-u.ac.jp

<留意事項>

告発等の受付は, 原則顕名のものに限ります。また, その際には不正を行った研究者, 不正行為の態様, 不正とする科学的根拠等を確認させていただくとともに, 調査に当たってご協力をお願いすることがあります。なお, 調査の結果, 悪意に基づき通報であったことが判明した場合には, 通報者氏名の公表や懲戒処分, 刑事告発があり得ます。

【競争的資金等の取扱いに関する相談窓口】

競争的資金等に係る事務処理手続きに関し, 学内外からの相談を受ける窓口を以下のとおり設けております。

<手形地区>

経理・調達課 (主に執行に係る相談)
TEL : 018-889-2229
FAX : 018-889-3017
E-mail : akk-2@jim-u.akita-u.ac.jp

地方創生・研究推進課 (主に申請や受入れ, 報告に係る相談)

TEL : 018-889-3010
FAX : 018-889-2928
E-mail : gakuju@jim-u.akita-u.ac.jp

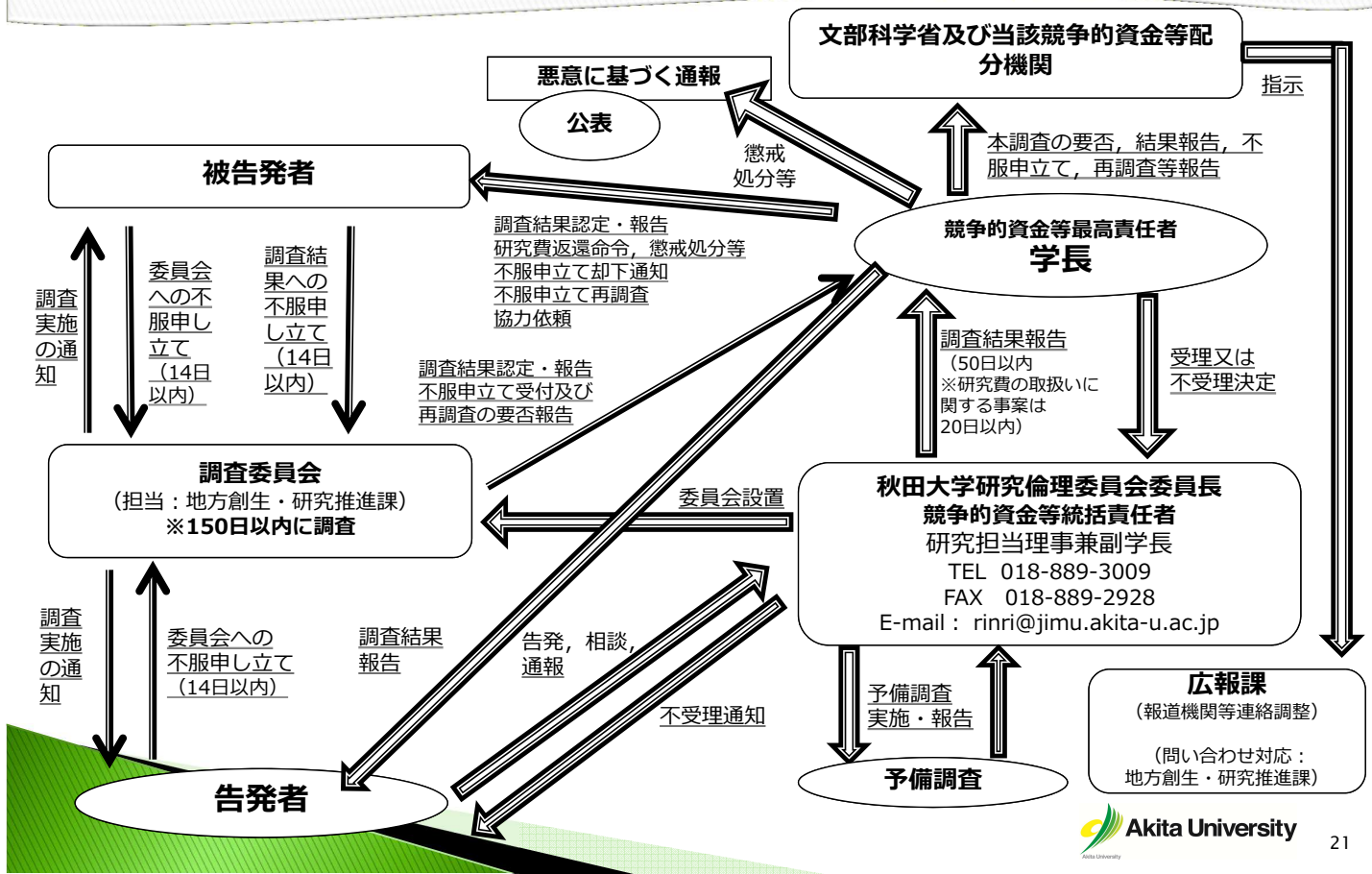
<本道地区>

医学系研究科・医学部調達課 (主に執行に係る相談)
TEL : 018-884-6019
FAX : 018-884-6250
E-mail : medsup@jim-u.akita-u.ac.jp

医学系研究科・医学部総務課研究協力室 (主に申請や受入れ, 報告に係る相談)

TEL : 018-884-6210
FAX : 018-884-9845
E-mail : soken@hos.akita-u.ac.jp

秋田大学における告発等に対する対応フロー



3. 研究実施における留意点

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

※「平成31年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」資料において周知があった内容

○ 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。

○ e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、**決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理**をお願いします。

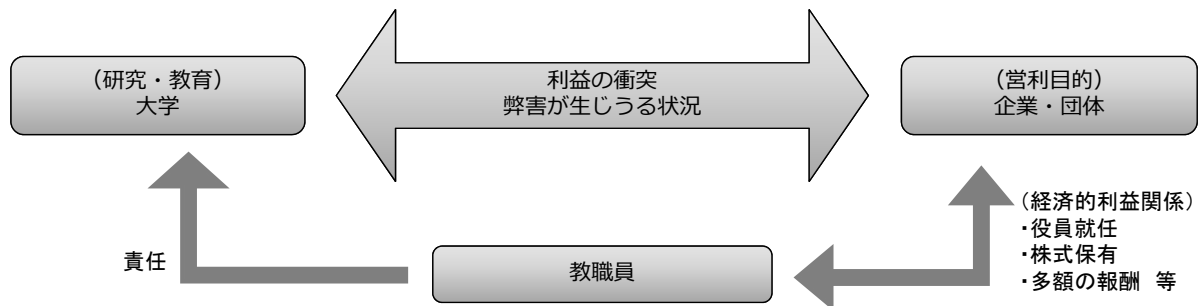
【参考】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)利用規約(抜粋)

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

(参考)

不正の概要	文科省等, 所属機関の対応
科学研究費補助金等において、別の研究者の名義での応募や、応募書類に虚偽の記載等を行い、交付を受けていた。【不正受給】 また、交付された科研費を補助事業以外の研究に使用していた。【目的外使用】	○補助金の返還命令 7,029万円 ○応募資格の停止 5年、2年:計12人 ・懲戒解雇～減給1ヶ月

利益相反



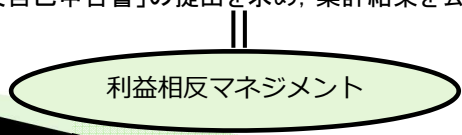
利益相反とは？

教職員等が企業・団体との産学連携活動等(共同研究, 受託研究, 寄附金等の受入)を行う上で連携先との間に経済的な利益関係(役員就任や株式保有, あるいは多額の報酬等)が発生することは少なくない。

しかし、真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と営利追求を目的とした活動を行う企業・団体とは、その目的・役割が異なることから、教職員等が企業・団体との関係で有する利益と、教職員等の大学における責任とが衝突する状況が生じ得ることをいう。

☆利益相反は産学連携活動等に伴い日常的に生じ、また、法令違反とは異なり規制する性質のものではない。

そのため、教職員等と研究関連企業等との経済的利益関係に関わる情報を大学として把握しておき、万が一、教職員等に対し社会から疑念を抱かれるような状況が生じた場合であっても、対外的に説明責任を果たし、個人の説明責任を軽減できるように、秋田大学では年に一度「利益相反自己申告書」の提出を求め、集計結果を公表している。



利益相反問題の事例

朝日新聞（2012年1月1日）
・内閣府原子力安全委24人に
8500万円の寄付
原子力業界から



毎日新聞（2013年7月11日）
・降圧剤データ操作
京都府医大認める
ノ社元社員解析論文の結論「誤り」

☆ 大学において、利益相反から生じる最も重大な問題は、科学における利益相反であり、**研究結果にバイアス**がかかること。このようなバイアスのかかった科学研究の結果については、それが**社会における重大な問題に直結している場合は、時には深刻な結果をもたらす**ことがある。

☆ 大学における利益相反マネジメントで重要なことは、大学の社会的信頼、尊厳、らしさを守ること。

☆ 利益相反マネジメントで透明性を確保するために実施される**開示**は研究者自身を守ること。

どう守るか。

- ☑ 利益相反マネジメントでは、結果としての行動の規制よりも**予防的措置**が重要
- ☑ 外部から見た場合にどう見えるか、すなわち**外観を重視**（予防的措置では、行為者の動機や精神状態よりも**行為の外観が重視**される）
- ☑ 利益相反マネジメントでは、外観で**疑惑を招くおそれ**がある場合には、**その段階で対処**することが求められる。

利益相反かな？と
思ったら相談を。

安全保障輸出管理

安全保障輸出管理とは？

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器等を開発している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招くことになる。その脅威を防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って輸出管理することをいう。具体的には、**研究用機材・資料等の国外への持ち出し**（たとえば、学会発表用のPC、USBファイル等も該当）、**外国人留学生・研究者の受入れ・派遣等**について、**規制対象となっている場合、許可を得て行う必要がある。**

学内手続きについて

事前チェックシートによる確認（一次確認）

- ・「リスト規制」（兵器や兵器開発等に結びつく性能のある品目）に該当するか？
- ・「キャッチオール規制」（リスト規制以外のもので大量破壊兵器の開発等に使用される可能性のある品目）に該当するか？
- ・提供先が「ホワイト国」（輸出管理が適正に行われていると認められる国）か？
- ・提供先が「外国ユーザーリスト」（懸念国・団体）か？
- ・提供先が「国連武器禁輸国・地域」か？

→必要に応じて該非判定・取引審査（二次確認）へ

→必要な場合は経産省へ許可申請

※規制内容は頻繁に変更があり、最新情報でのチェックが必要です。

経済産業省 H P 参照 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>

※学内情報はAU-CISトップ→おしらせ→コンプライアンス→安全保障輸出管理 に掲載しています。

名古屋議定書に係るABS手続き

名古屋議定書締結!

...研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

無断で持ち出すと最悪の場合

こんなことが起こるかもしれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝ABS対策チームにご相談ください。

外国人留学生による生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合は、生物多様性条約の対象となります。

海外の生物サンプルの持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罰に課せられる可能性があります。

海外の生物サンプルの購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国由来の産物も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。

海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

遺伝ABS学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831

URL <http://www.idenshigen.jp>

e-mail abs@nig.ac.jp

ABS: Access and Benefit Sharing
遺伝資源の取得と利益の公正かつ衡平な配分

① 生物多様性条約、名古屋議定書とは何か?

- 生物多様性条約は以下を目的とした国際条約です。
 - ・生物多様性の保全
 - ・生物多様性の持続可能な利用
 - ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 特に(3)はAccess and Benefit Sharingの頭文字からABSと呼ばれています。これは「その国に生息する生物に対して、国が権利を持つ資源として扱う」と、両国で利益**を公正に配分すること」を意味しています。
- 名古屋議定書を日本が締結したことにより、従来に比べてより厳格な対応が必要となりました。生物多様性条約と議定書への対応には、一般的には以下で示したABS手続きが必要となります。

(1) 提供国の共同研究者との間で、共同研究契約書を作成します。この際、研究によって生じる利益の配分(共済者など)を含めた「ABS」に関して相互に合意する条件(MAT**)を記載します。

(2) 生物サンプルの採取や取得に先立って、法令に従って提供国からの事前同意書(PIC**)を取得します。

(3) MAT/PICの取得後、提供国政府の手続きによって「国際遵守証明書」(IRCC**) (国際的な「お産付き」)が取得できた場合、その後、日本政府からの指針**に従い、定期的に行われるモニタリングへの対応を行って下さい。

② 遺伝資源とは何か?

- 生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスも含む)に由来する価値のある素材」と定義されています。
- 生物個体(生死は問わない)の全体やその一部、これらが凍結・乾燥・粉末化されたもの、またその抽出物(DNA、RNAなど)も遺伝資源に含まれます。これらのサンプルを研究のために日本国内に持ち込む際にはABS手続きが必要になります。また、派生物**も提供国においては対象となる場合がありますので注意が必要です。

③ 基礎研究にもABS手続きは必要か?

- 金銭的な利益が生じない基礎研究も名古屋議定書の例外ではありません。海外の生物サンプルの入手や採取に先立って、ABS手続きを行う必要があります。
- 遺伝資源から得られた利益を配分する際の「利益」とは金銭だけではなく、基礎研究の場合、例えば、共同論文の発表、実験技術の伝達、実験機材や図書提供、研究者・学生の招聘なども含まれます。

④ 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームとは?

- 提供国の法令や必要な手続きは国ごとに異なっており、対応が難しい場合があります。
- 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームは、ABSに関連した問題解決の総合窓口として、各国で様々な異なる法規や手続きに対応し、共同研究契約書(MAT)や事前同意書(PIC)などの必要書類への対応、実際の遺伝資源の取得、大学、研究機関のABS対策体制の構築、などを支援いたします。

(*)利益についてはお問合せ下さい。(**)MAT: Mutually Agreed Terms, (***)PIC: Prior Informed Consent, (****)IRCC: Internationally Recognized Certificate of Compliance, (**) 詳細は生協についてはこちら<http://www.idenshigen.jp>をご覧ください。

海外の遺伝資源の取得について、まずは学術ABS問題の総合窓口(国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム) abs@nig.ac.jp までご連絡下さい。

研究助成団体からの助成金について

STOP! 個人経理

研究助成団体(民間の財団等)からの助成金は大学へ寄附手続きを忘れずに行ってください!!

研究助成団体(民間の財団等)の助成に応募し採択された場合、助成金が「職務上の活動」への供与である場合は「奨学寄附金」として秋田大学に寄附手続きを行った上で、研究に使用する必要があります。

この場合、寄附された助成金は全学直接経費として研究に使用できます。

助成金が研究助成団体から個人口座に振り込まれることとなっている場合は、個人口座に振り込まれた後、本学に寄附手続きを行ってください。

(参考)

以下のような場合は個人への贈与となるため、寄附手続きは必要ありません。

- 「個人の賞金である場合」
- 「全額が海外渡航又は海外学会等に使用される場合」
- 「全額が外国人の招聘に使用される場合」
- 「市民(個人)の立場で申請した場合」

【問い合わせ先】

地方創生・研究推進課 産学連携担当

メール sangaku@jimmu.akita-u.ac.jp

論文などの投稿時に不正行為とならないために 気をつけること

- ☑ 自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- ☑ 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- ☑ 再現性があることの確認をして発表していますか？
- ☑ 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか？
- ☑ 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- ☑ 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- ☑ 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？

(出典)研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～
平成27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構
<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/>



科学研究における健全性の向上について 【日本学術会議(H27.3.6)】

- ◆ **特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)以外の不正行為**の範囲
(二重投稿・オーサーシップの在り方等)
- ◆ 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法(研究分野の特性に応じた検討)
…実験ノートなど文書や電子データ、画像などは原則、論文発表後10年とした。実験試料や標本などについては5年
- ◆ その他研究健全化に関する事項
- ◆ 研究倫理教育に関する参照基準
- ◆ 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

回答
科学研究における健全性の向上について



平成27年(2015年)3月6日
日本学術会議

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-8.html>

間接経費の適切な使用

間接経費の主な使途の例示

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成26年5月29日改正)

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備, 維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費 など
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費
 - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - (オ) 特許関連経費
 - (カ) 研究棟の整備, 維持及び運営経費
 - (キ) 実験動物管理施設の整備, 維持及び運営経費
 - (ク) 研究者交流施設の整備, 維持及び運営経費
 - (ケ) 設備の整備, 維持及び運営経費
 - (コ) ネットワークの整備, 維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備, 維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機棟の整備, 維持及び運営経費
 - (ス) 図書館の整備, 維持及び運営経費
 - (セ) ほ場の整備, 維持及び運営経費 など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (タ) 広報事業に係る経費 など

【例1】「パソコン」を購入する場合

- ・直接経費で支出…交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン
- ・間接経費で支出…経理事務処理のために事務室に設置するパソコン

【例2】「図書」を購入する場合

- ・直接経費で支出…交付を受けた研究課題の遂行に必要な図書
- ・間接経費で支出…図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書



間接経費の使用における留意点

(文部科学省科研費FAQより抜粋)

間接経費は、直接経費の対象となっている研究課題の研究費としての使用(直接経費との合算使用を含む。)はできません。